



# 合併協議会だより

発行・編集／相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会  
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

## 第5回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年11月7日（月）午後2時から、けやき会館5階大樹の間において、第5回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

協議会では、小川会長が療養中であることから、会長職務代理者である副会長の鈴木藤野町長が議長を務め、「使用料、手数料の取扱い」、「清掃事業の取扱い」、「防災事業の取扱い」、「地域自治体等の設置及び都市内分権について」などの協議が行われました。議事等の内容については、次のとおりです。



### 協議事項

#### 協議第27号 使用料、手数料の取扱いについて

##### 原案のとおり決定

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

#### 協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて

##### 原案のとおり決定

- 1 一部事務組合の取扱い
  - (1) 津久井郡広域行政組合  
藤野町が加入している津久井郡広域行政組合については、平成18年3月19日をもって解散するとされていることから、解散後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。
  - (2) 神奈川県市町村職員退職手当組合  
藤野町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。
- 2 機関等の共同設置の取扱い  
藤野町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、平成18年3月19日をもって廃止するとされていることから、廃止後の業務については、住民サービスに支障を

- きたさないよう対応する。
- 3 事務の委託の取扱い
  - (1) 公平委員会事務委託  
藤野町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。
  - (2) 公共下水道使用料徴収事務委託  
藤野町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。
- 4 土地開発公社の取扱い  
相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。
- 5 第3セクターの取扱い  
相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

#### 協議第29号 清掃事業の取扱いについて

##### 原案のとおり決定

- 清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図る。
- 1 ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図る。
  - 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行う。
  - 3 ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定する。
  - 4 清掃事業に係る使用料及び手

数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、合併時に統合を図る。

#### 協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて

##### 原案のとおり決定

- 1 消防業務の取扱い  
消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合する。  
ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。
- 2 消防団の取扱い  
消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、藤野町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

#### 協議第31号 防災事業の取扱いについて

##### 原案のとおり決定

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

##### 主な意見

###### 藤野町委員

防災行政用無線についての調整方針は、「新市において5年を目途に統合する。」となっているが、藤野町では、防災行政用無線の戸別受信機が各世帯に設置されており、今後も様々な通信手段として活用していきたいと思うので、廃止ではなく存続できるよう検討願いたい。

#### 協議第32号 地域自治体等の設置及び都市内分権について

##### 原案のとおり決定

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に

進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条第1項の規定に基づく地域自治体を次の「地域自治体の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権のあり方については、平成23年4月を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

「地域自治体の設置に関する協議」は、2面下段に掲載してあります。

##### 主な意見

###### 藤野町委員

行政と住民とで情報のキャッチボールができる意見交換の場を作ってください、行政ニーズを把握しながら都市内分権を進めていただきたい。

###### 企画部会

行政と住民の双方向で情報が公開され、行政に対して意見が言える状況が必要であると考え。現在、相模原市の広聴活動は、「集会による広聴（地域市政懇談会、市民と市長が語る会、子供議会など）」、「調査による広聴（市政に関する世論調査、市政モニターなど）」、「個別による広聴（私の提案制度、市民電子会議室など）」により行っており、合併後の新市においても住民意見を取り入れるため引き続き行われる。また、地域自治体においても、広報を月1回発行するとともにインターネットなどを活用して、積極的に情報提供に努めていきたいと考えている。

###### 相模原市委員

地域協議会は、皆で意見を出し合い合意形成を図りながら、自主的にこういうことをやっていこうと話し合い、行政に提案していく仕組みだと考える。この地域自治体が、合併後の都市内分権に向けた一つの試金石になって、有効に  
(2面に続く)

### 相模原市・藤野町合併協議会

第5回相模原市・藤野町合併協議会を開催・・・ 1、2面  
新市の各種サービスや住民負担はこのようになります・・・ 3～6面

### 相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催・・・ 7面

機能していかないと、都市内分権まで発展していかないと。

藤野町委員

地域自治区の設置期間は、平成23年3月31日までとなっているが、その時、総合事務所はどうなっているのか。総合事務所が出張所になってしまうのか。

企画部会

都市内分権が現状より後退することはないと思うので、総合事務所が出張所になることはない。引き続き、このような性格の事務所が存続すると考える。

総務部会

現在の藤野町役場は、住民サービス、地域の拠点として窓口業務、まちづくりや産業振興などを支援する機能を持つ総合的な事務所として位置付けることとしている。また、総合事務所は、地域自治区の事務所の機能も持つことから、引き続き位置付けられると理解願いたい。

藤野町委員

地域自治区の設置期間を平成23年3月31日と限定しているが、住民の意向を反映して決めるべきものではないか。また、それまでに都市内分権が確立されているのか。

企画部会

平成23年3月31日までとしたのは、都市内分権のあり方の検討期間と整合を図ることとしたためである。また、都市内分権の検討結果の状況により、設置期間等の協議事項を変更する措置を講ずることができるとしている。

藤野町委員

都市内分権については、平成23年4月を目途に検討することになっているが、現在、相模原市においても都市内分権の検討が進められており、地域自治区と並行して考えていくということか。

企画部会

相模原市では、平成23年4月から都市内分権を進めるため、本年度、18地区(12出張所区、6公民館区)から2地区をモデル地区として選んで、都市内分権を検討していく。さらに、来年度2地区増やして検討していく予定である。藤野町の地域自治区についても、同じような位置づけの中、今後、平成23年4月に向けたモデル地区として様々な事業を行っていきたいと考える。

藤野町委員

地域協議会はどんな権限が与えられ、機能していくのか。

企画部会

地域協議会の権限は地域自治区の設置に関する協議第8条(下段参照)に、地域協議会が自ら意見を述べる事ができる事項、また、合併協議会における協議事項や重要な事務事業の調整方針の変更など、市長が地域協議会の意見を聴かなければならない事項として規定されている。さらに、単に地域協議会から意見をいただくのではなく、提案された意見を勧案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならないと規定している。

藤野町委員

議会が住民の意に反した場合、それに対して住民は議会の解散請求をすることも可能であるが、地域協議会においては住民チェック機能はあるのか。

牛山アドバイザー

地域協議会というのは、たくさんの方の住民の意見を聴いて新市の行政に反映させる仕組みであるので、選挙を経て住民を代表し、いろいろな権限を有している議員とは性格が異なる。地域協議会は、行政への様々な住民参加の仕組みの一つとして位置づけて、市全体における制度トータルの中で考えるべきものだと思う。

報告事項

報告第11号 各種事務事業の取扱いについて(Ｃランク)その3

第1回合併協議会で決定された「事務事業一元化の基本方針」をもとに、専門部会(建築部会、選挙管理委員会部会、監査委員部会、会計部会)及び幹事会で協議(報告)された79項目の各種事務事業の取扱いについて報告し、承認されました。

その他

(1) 今後の協議会開催日程(案)について 第6回相模原市・藤野町合併協議会は、12月4日(日)午後2時から、相模原市消防指令センター4

階講堂において開催することが決まりました。

(詳しくは、8面の会議開催のお知らせをご覧ください。)

アドバイザーからの一言

牛山アドバイザー

地域自治区は、合併によって自治体規模が大きくなり、編入合併される市町村の住民の声が、行政に届きにくくなることを避けるために設けられた制度である。地域自治区を設置した場合には、自治体の運営について、住民の代表機関である議会での議論、選挙で選ばれた市長が担う役割、そして地域協議会のような住民参加のあり方が、総合的に機能する必要がある。

藤野町の皆さんにとっては、合併で住民の声が行政に届かなくなるのではないかとといった心配があるため、この仕組みをずっと続けてほしいという気持ちがあるのは当然だと思う。そこで、現在、相模原市で議論されている都市内分権をどのように具体化し、今後これをどのような形で合併後の新市の中で具体化していくのかなどについて、地域自治のあり方、市政全体への住民参加・協働のあり方を含め、議論を詰めていくことになると思う。

この合併で、暮らしやすい地域社会が生まれるためには、新しい自治体を構成する共通の議論の場を作りながら、新市のあり方について議論をさらに進めていくことになると思う。

地域自治区の設置に関する協議

地域自治区の設置

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤野町の区域を単位とした地域自治区を設置する。

地域自治区の名称

第2条 地域自治区の名称は、藤野町とする。

地域自治区の設置期間

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。

地域自治区の事務所

第4条 地域自治区の事務所(以下「事務所」という。)の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
藤野町	相模原市藤野町小淵2000番地	藤野町地域自治区事務所	合併前の藤野町の区域

- 2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。
- 3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

地域協議会の設置

第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。  
2 地域協議会の名称は、藤野町地域協議会とする。

地域協議会の構成員

- 第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
- 2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 3 構成員の定数は、30人以内とする。
- 4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 構成員は、再任を妨げない。
- 6 構成員には、報酬は、支給しない。

地域協議会の会長及び副会長

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。  
(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき  
(2) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。

地域協議会の権限

- 第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認められるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。  
(1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項  
(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項  
(3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かなければならない。  
(1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項  
(2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項  
(3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項  
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域協議会の会議

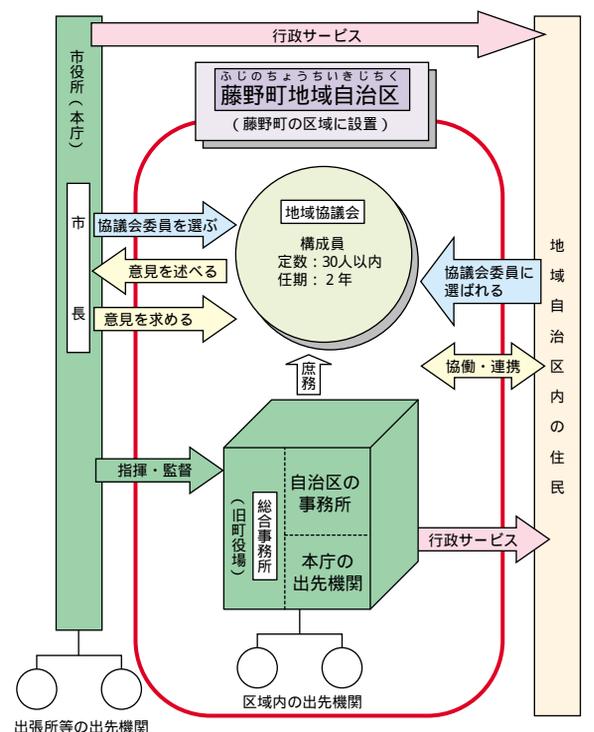
- 第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。  
2 会議の議長は、会長が務めるものとする。  
3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。  
4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければならない。

- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

委任

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

市役所・総合事務所と藤野町地域自治区のイメージ



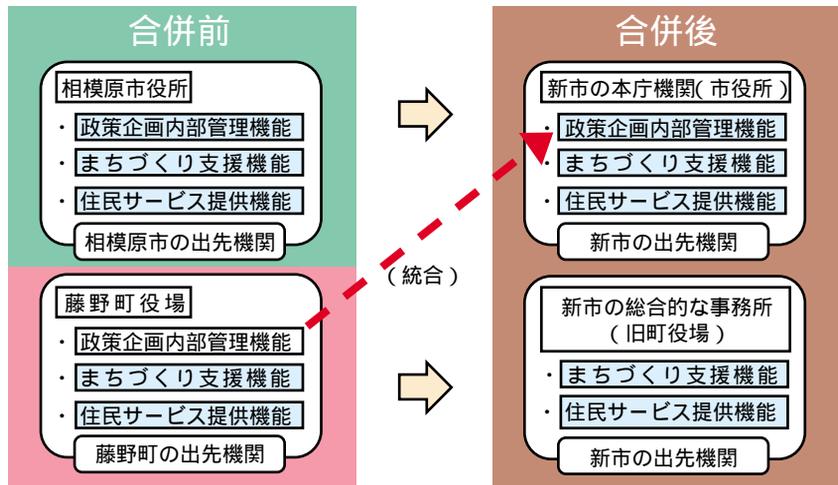
### 相模原市・藤野町合併協議会

## ～新市の各種サービスや住民負担はこのようになります～

相模原市・藤野町合併協議会では、各種事務事業の一つひとつについて、相模原市と藤野町が合併した場合、どのようにするのか調整・協議を行い、第5回の合併協議会までに「議会議員の定数及び任期の取扱い」および「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」を除く項目について協議が終了しました。そこで、調整・協議が終了した事業や制度の中から、住民生活に関連の深いサービスや負担について、主な内容をお知らせいたします。なお、各種事務事業の一元化の調整結果や事務事業の内容が掲載された冊子（「会議資料」、「事務事業現況調書」）は、相模原市・藤野町合併協議会ホームページに掲載されているほか、協議会事務局、市町合併担当窓口等でもご覧になれます。

### 行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、藤野町の「政策企画内部管理機能」を新市の本庁機関に統合します。現在の藤野町役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。また、現在の相模原市及び藤野町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持します。



	政策企画内部管理機能	まちづくり支援機能	住民サービス提供機能
内容	企画、人事、財政等の新市全体にかかる政策企画、総合的な管理調整などに関する事務を行う。	良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。	窓口サービス、相談など身近な住民サービスの提供を行う。
具体例	総合計画、都市計画等の策定事務 予算編成、人事など内部管理事務 広域的・統一的な処理が必要な事務（環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など） など	農業や観光など地域産業の振興 地域独自のイベントの企画・運営 文化財の保存 公園や緑地などの維持管理 道路や下水道の維持・補修 自治会活動等の支援 など	戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、年金関係などの届出の受付 戸籍、住民票、市税などの証明書の発行 市税などの収納 市民相談 保健、福祉に関する相談 保健福祉サービスの提供（保育所入所、要介護認定、医療費助成などの申請受付、保健師の訪問指導など） 教育相談 生涯学習活動の支援 など

### 市民生活

#### 自治会活動等

自治会への助成制度については、当面、現行の支援制度を基本としますが、合併後3年を目途に見直しを行います。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日・15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込	新聞折込 (1日・15日号)
自治会運営助成	均等割額 … 9,000円 世帯割額 … 200円 <sup>1</sup>	無	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
集会所建設等助成	土地購入額の1/2 建物の購入、建設、増改築経費の1/2 融資制度有り <sup>2</sup>	建物の新築経費の70%以内 建物の増改築経費の70%以内	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90% <sup>3</sup> (電気料) 電気料の90% (維持管理) 700円/灯	(設置) 直接、町が設置 (電気料) 町が負担 (維持管理) 町が負担	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。

- 1 運営助成額は、市自治会連合会が定めている基準額です。
- 2 集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。
- 3 防犯灯設置費補助金には、限度額があります。

#### 住民相談

区分	相模原市	藤野町	新市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応	藤野町で相談需要の測定を行い、相談場所、相談日、相談体制等を確定し、合併後3年を目途に相模原市の制度に統合します。
法律相談(開催回数)	月15回	2ヶ月に1回	
特設相談(相談項目)	9	2	

特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

### 地域自治区

#### 地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の藤野町の区域を単位として「地域自治区」を合併の日から平成23年3月31日まで設置します。

名称	藤野町 <sup>ふじのちやう</sup>
設置期間	合併の日から平成23年3月31日まで
住居表示の特例	市名と字名の間に、地域自治区の名称を付け加えることとなります。

住居表示の特例による住所の具体例は、下段の「町名・字名」をご覧ください。

#### 地域自治区事務所

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務所」を次のとおり設置します。

名称	藤野町地域自治区事務所
位置	現在の藤野町役場
所管区域	現在の藤野町の区域

#### 地域協議会

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、地域自治区の住民の中から、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員などを新市の市長が選任します。

名称	藤野町地域協議会
定数	30人以内
任期	2年以内
報酬	無

### 町名・字名

相模原市の区域内の町・字(市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く町などの名称)の区域及び名称については、変更ありません。

藤野町の区域内の字の区域及び名称についても変更ありません。

なお、藤野町では、地域自治区が設置されるため、現在の字の名称の前に地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

住所の具体例

現行	新市
津久井郡藤野町小淵	相模原市 <sup>ふじのちやう</sup> 藤野町小淵

### 都市整備

#### 土地利用(都市計画区域及び区域区分等)

広域的な視点から行政を行うという合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のとおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

区分	相模原市	藤野町	新市
都市計画区域	全域 (相模原都市計画区域)	一部 (相模湖都市計画区域)	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。
区域区分(いわゆる線引き)	有	無	
用途地域	有	有	

市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度です。

#### バス対策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持し、「バス交通対策基本計画」の考え方に基づき、市町の現状を踏まえ効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図るため、合併後5年を目途に新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区分	相模原市	藤野町	新市
市町営バスの運行	無	有	合併時は現状を維持し、その後、路線網の見直しなどを行います。

### 国民健康保険

国民健康保険事業については、国の制度に基づき運営されているため、基本的な事項は、概ね統一されていますが、保険料の算定方法が異なりますので相模原市の制度に統合します。

国民健康保険料（年額）

区分		相模原市	藤野町	新市
所得割	医療分	5.76%	5.70%	相模原市の制度に統合します。
	介護分	1.15%	1.15%	
資産割	医療分	10.00%	39.50%	
	介護分	2.60%	9.87%	
均等割 (1人あたり)	医療分	22,500円	18,200円	
	介護分	5,100円	5,100円	
平等割 (1世帯あたり)	医療分	22,800円	20,000円	
	介護分	5,400円	5,400円	
保険税額 (モデルケース)	医療分	309,100円	313,400円	
	介護分	53,600円	56,400円	
	合計	362,700円	369,800円	

平成17年度賦課時の税率、金額を使用。

#### モデルケース

加入者数3人(42歳の夫、38歳の妻、12歳の子)  
夫の所得4,000千円 妻と子の所得無し  
固定資産税額 75,000円(夫名義で37,500円、妻名義で37,500円)

### 介護保険

介護保険事業は、相模原市の制度に統合します。

また、新市としての保険料は、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定しますが、合併後は、下記の相模原市の保険料額に近い金額になると見込まれます。

介護保険料（年額）

区分	相模原市	藤野町	新市
第1段階	17,300円	16,200円	相模原市の制度に統合します。
第2段階	26,600円	24,300円	
第3段階	36,900円	32,400円	
第4段階	46,100円	40,500円	
第5段階	55,400円	48,600円	
第6段階	73,800円	-	

第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯  
第2段階 世帯全員が住民税非課税  
第3段階 本人が住民税非課税  
第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満  
第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満  
第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が1000万円以上

注 下線部分は相模原市のみ  
保険料は、3年ごとに算定します。表は、現行(平成15~17年度)の保険料額です。

### 各種証明手数料

住民票の写しや印鑑証明、市(町)県民税の課税証明などの手数料は、原則として、相模原市の制度に統合します。

#### 住民票・印鑑証明など

(1通あたり)

区分	相模原市	藤野町	新市
住民票の写し	300円	5人までを1枚とし300円 2枚目以上は1人増すごとに60円	300円
印鑑登録証明書	300円		300円
戸籍の謄本・抄本	450円		450円

#### 税関係証明

(1件あたり)

区分	相模原市	藤野町	新市
市(町)県民税課税証明書	300円		300円
市(町)県民税納税証明書	300円		300円

### 地域振興

#### ふるさと芸術村構想

藤野町において、ふるさと芸術村構想として取り組んでいる「藤野町ふるさと芸術村メッセージ事業」や「野外彫刻」などについては、地域性を尊重し、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、事業規模、事業内容等については、新市において検討します。

#### 地域活性化イベント

相模原市観光振興計画における地域活性化イベント事業の発展・充実を図ります。藤野町のイベントについては、地域性を尊重し、相模原市観光振興計画に基づき位置付けを行います。

### 地方税

個人市(町)民税については、相模原市と藤野町の税率に違いはありませんが、法人市(町)民税の法人税割の税率は、相模原市の税率に統合します。

固定資産税については、納期を相模原市の制度(5月・7月・9月・12月)に統合します。

また、藤野町に所在する床面積1,000平方メートルを超えるか、従業員100人を超える事業所については、新たに事業所税を負担していただきますが、合併年度を含む6年度の間は課税されません。

区分	相模原市	藤野町	新市	
個人市(町)民税	均等割	3,000円	3,000円	
	所得割	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	200万円以下 3% 200万円超 8% 700万円超 10%	
法人市(町)民税	均等割	5万円~300万円 (資本金等、従業員数により9段階)	5万円~300万円 (資本金等、従業員数により9段階)	
	法人税割	<資本金等> 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%	12.3% <税率> <資本金等> 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3% ただし、合併年度(H18年度)に限り、藤野町に所在する法人については、合併前の税率を適用します。	
固定資産税	1.4%		1.4%	
軽自動車税	原動機付自転車(50cc以下)	1,000円	1,000円	
	四輪乗用(自家用)	7,200円	7,200円	
	四輪貨物(自家用)	4,000円	4,000円	
	1 小型特殊(農耕作業用)	1,000円	1,600円	1,000円
事業所税	資産割	床面積1平方メートルにつき600円	-	資産割 床面積1平方メートルにつき600円 従業員割 従業員給与総額の0.25% ただし、合併年度を含む6年度の間に限り、藤野町に所在する事業所については、課税免除とします。
	2 従業員割	従業員給与総額の0.25%	-	
入湯税	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	1人1日150円 <課税免除> 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者	
都市計画税	0.3%	-	0.3% 3	

1 軽自動車税は、主な軽自動車等について掲載しています。  
2 事業所税は、床面積1,000平方メートルを超えるか、従業員100人を超える事業所に課税されます。  
3 都市計画税は、「線引き」がされている区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に課税されます。(3面の「都市整備」の土地利用(都市計画区域及び区域区分等)をご覧ください。)

### 公共料金など

#### 水道料金

水道事業は、神奈川県企業庁が実施しており、相模原市と藤野町の料金体系に違いはありません。

藤野町の町営簡易水道(5施設)の料金は、現行のとおりとします。なお、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討します。

区分	相模原市	藤野町	新市
県営水道料金(モデルケース)	4,034円	4,034円	現行どおり

県営水道料金は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。ここでは、一般的家庭が2か月間で40m<sup>3</sup>使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

#### 下水道使用料

原則的に、相模原市の使用料体系に統合します。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行います。

区分	相模原市	藤野町	新市
下水道使用料(モデルケース)	3,475円	3,276円	3,475円

下水道使用料は、基本料金に2か月間の使用水量に応じた額を加えた額となります。ここでは、一般的家庭が2か月間で40m<sup>3</sup>使用した場合の料金(消費税を含む)をモデルケースとしています。

#### 農業集落排水施設使用料

藤野町の農業集落排水施設使用料は、現行のとおりとします。なお、農業集落排水事業については、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図ります。

区分	相模原市	藤野町	新市
施設使用料	-	定額使用料 1戸当たり1,500円/月 人員割使用料 人員1人当たり250円/月	現行どおり

### 子育て支援

#### 保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。

〔月額〕

区分	相模原市	藤野町	新市	
最高額	3歳未満児	61,700円	60,000円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	31,900円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	
最低額	3歳未満児	3,500円	6,700円	
	3歳児	2,900円	4,500円	
	4歳以上児	2,900円	4,500円	

最低額については、前年分の所得税非課税・前年度分の住民税非課税世帯であり母子家庭などを除いた世帯です。

表は、現行（平成17年度）の保険料額です。

#### 保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税金額（円）	相模原市	藤野町	新市	
20,000	3歳未満児	18,000円	22,500円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	16,400円	20,200円	
	4歳以上児	16,400円	20,200円	
160,000	3歳未満児	40,100円	45,700円	
	3歳児	31,100円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	
408,000	3歳未満児	53,200円	60,000円	
	3歳児	31,900円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	

#### 公立幼稚園

公立幼稚園については、現行のとおりとしますが、保育料等について調整を行います。

区分	相模原市	藤野町	新市
入園料	-	3,000円	入園料、保育料、送迎バス及び給食については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行います。
保育料月額	-	12,000円	
送迎バス	-	有	
給食	-	ミルク給食	

#### 児童クラブ育成料

児童クラブの育成料については、相模原市と藤野町で異なるため、合併後3年以内に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
育成料月額	4,700円	10,000円	合併後3年以内に相模原市の制度に統合します。
おやつ代	2,000円		

藤野町は、おやつ代が含まれています。

表は、現行（平成17年度）の育成料等の金額です。

#### 小児医療費助成事業

小児医療費助成事業については、藤野町の通院対象年齢の上限が3歳までとなっていますが、相模原市の制度に統合することにより、3歳から5歳までに拡大されます。

区分	相模原市	藤野町	新市
通院・入院	0歳～5歳	0歳～3歳	0歳～5歳
入院	6歳～15歳	4歳～15歳	6歳～15歳

所得制限については、相模原市及び藤野町とも0歳は無く、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

#### 乳幼児各種予防接種

予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種事業については、相模原市の制度に統合しますが、料金、実施内容については、現行のとおりとします。



区分	相模原市	藤野町	新市	
集団接種	料金	無料		現行どおり
	実施内容	ポリオ、BCG	ポリオ	
個別接種	料金	無料		現行どおり
	実施内容	三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎	三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG	

藤野町が個別接種で行っているBCGは、日時及び場所を指定しています。

#### 小児急病診療事業

小児急病診療事業については、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業です。

現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後の業務については、相模原市と藤野町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

なお、合併後は、相模原市の制度を適用します。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
内容	初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時  二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（5病院のうち毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時	相模原市と協定を締結して実施している。（ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く。）	相模原市の制度を適用します。
	救急医療については、下段の「保健衛生」をご覧ください。		

### 学校教育

#### 通学区域

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとします。

#### 学校給食

小・中学校の給食については、現行のとおりとします。

区分	相模原市	藤野町	新市
小学校	完全給食	完全給食 ミルク給食	現行どおり
中学校	ミルク給食	ミルク給食	現行どおり

合併後3年間で藤野町の小学校及び相模原市と藤野町中学校給食のあり方を検討します。

#### スクールバス・コミュニティバス

藤野町で実施しているスクールバス・コミュニティバス（遠距離通学する小・中学生の送迎）については、現行のとおりとしますが、合併後5年間で事業内容の検討を行います。

#### 救急医療

藤野町の救急医療は、津久井郡広域行政組合が実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後の業務については、相模原市と藤野町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

また、診療時間、診療科目、診療場所の違いがあるため、合併後の新市において、医師会を含めてそのあり方を検討します。なお、藤野町で実施していない事業については、合併後、相模原市の制度を適用して実施します。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
休日・夜間急病	初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時 診療科目：内科、外科	初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・休日 津久井郡急病診療所 昼間：午前8時45分～正午 午後0時45分～午後4時 夜間：午後7時～午後10時 診療科目：内科、小児科 ・平日 津久井郡内診療所による在宅当番医制 午後7時～午後10時  二次救急（入院治療等を必要とする患者） 相模原市と協定を締結して実施しています。	現行どおり
	小児急病診療事業については、上段の「子育て支援」をご覧ください。		

### 保健衛生

#### 基本健康診査

基本健康診査の検査項目については、相模原市は国の基準どおりであり、藤野町は独自で実施している項目がありますが、合併後、新市においては相模原市の検査項目で実施します。

また、一部負担金については相模原市の額となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
健康診査 一部負担金	基本 …1,000円	基本 …1,000円	基本 …1,000円
	基本+肝炎 …2,200円	基本+肝炎 …2,000円	基本+肝炎 …2,200円

#### がん検診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの5がん検診すべてについて、相模原市及び藤野町とも実施しています。

施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、藤野町は子宮がん、乳がん検診のみ実施しているため、合併後、新市において医師会を含めて検診体制を検討します。

また、一部負担金については、一部金額の相違が見られますが、相模原市の額となります。

### 高齢者福祉



#### 給食サービス

給食サービスは、相模原市及び藤野町でそれぞれ実施していますが、個人負担や実施方法などが異なるため、新市においてその調整を行い、速やかに相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
回数	週4回	週2回	週4回
個人負担(1食)	400円	300円	400円

#### 生きがい対策

高齢者大学については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も相模原市民と同じように受講できるようになります。高齢者スポーツ大会は、現行のとおりとします。

区分	相模原市	藤野町	新市
高齢者大学	4学部35学科(定員1,110人)各学科年間24回前後開催	無	相模原市の制度を適用します。
高齢者スポーツ大会	無	年1回(社会福祉協議会へ委託)	現行どおり

#### 敬老事業

敬老会については、速やかに新市において検討します。敬老祝金事業については、相模原市の制度に統合しますが、事業のあり方を検討します。

区分	相模原市	藤野町	新市
敬老会	有	無	合併後速やかに新市において検討します。
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	【祝い金】 80歳～89歳 5,000円 90歳～99歳 7,000円 100歳以上 10,000円	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円

#### 寝具消毒乾燥事業

寝具消毒乾燥事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
対象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回

### 清掃事業



藤野町は、城山町、津久井町及び相模湖町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理をしておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後は、藤野町に引き継がれる一部の業務を除き相模原市が業務の委託を受け、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

#### 生活系ごみの収集

ごみ処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、組合解散時には、藤野町に係る収集回数等は、原則として現行のとおりとします。なお、合併後速やかに、新市における収集・処理体制の構築を図ります。

(主な生活系ごみ)

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
可燃ごみ	呼称	一般ごみ	可燃ごみ
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等
	収集頻度	3回/週	2回/週
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ
	収集品目	一般ごみ・資源に区分	金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)
	収集頻度	1回/週	1回/週
	排出容器	透明または半透明袋	透明または半透明袋
資源	呼称	資源	資源ごみ
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光灯・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類
	収集頻度	1回/週	1回/月(指定日2区分)
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出
	収集品目	ペットボトル、白色トレイ	ペットボトルは、不燃ごみにて収集(白色トレイは未実施)

### 障害福祉

#### 重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方へも支給されます。

区分	相模原市	藤野町	新市
重度心身障害者等福祉手当(月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

〔対象者〕

- (重度)
  - ・身体障害者手帳が1級・2級の方
  - ・知能指数が35以下の方
  - ・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下の方

- (中度)
  - ・身体障害者手帳が3級の方
  - ・知能指数が40以下の方
  - ・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下の方

#### 重度障害者医療費助成

身体障害者及び知的障害者への助成については、相模原市と藤野町で違いはありません。精神障害者への助成については、相模原市のみで行われていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も助成の対象となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
身体障害者知的障害者	身体障害者手帳1級・2級の方 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方	無	現行どおり
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	無	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

#### 福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者等の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
タクシー券(年額)	36,000円	無	36,000円
自動車燃料券(年額)	自己運転 24,000円 家族運転 12,000円	無	自己運転 24,000円 家族運転 12,000円
対象者	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	無	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

### 消防・防災

#### 消防本部及び消防署

藤野町の消防業務は、津久井郡広域行政組合消防本部(以下「津久井郡消防」という。)が実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後は、相模原市が業務の委託を受け、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

津久井郡消防の本部機能は、組合解散時に相模原市の本部機能に統合しますが、津久井地域の署、分署等とそこに配置されている各部隊は現状のとおりとします。なお、津久井郡消防では、現状の消防力について再編計画を検討しています。統合後も、より効率的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう署所の配置等について検討を行い、新たな消防力整備計画を早期に策定します。

119番通報の受信については、現行のとおり津久井郡消防と相模原市消防の2箇所の庁舎で行いますが、早期に新指令システムを整備し一元化を図ります。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合消防本部	新市
消防本部	1	1	1
消防署等	3署 12分署	1署 2分署 2出張所 1派出所 藤野町の配置状況	現行どおり (本部機能統合後、署所の配置等について検討します。)

#### 消防団

藤野町の消防団は、原則として合併時に相模原市の消防団に統合しますが、消防団詰所・車庫及び消防団車両については、現行のとおりとします。なお、新市の消防団組織及び活動基準については、津久井地域における消防団活動の現状を考慮しつつ検討します。

区分	相模原市	藤野町
組織	1団 9分団 56部	1団 7分団 15部
定員	762名	247名
詰所・車庫	56箇所	16箇所(車庫1箇所含む)
団車両	56台	16台

#### 防災事業

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合します。また、合併後3年を目標に事業の根幹となる地域防災計画を策定します。

防災行政用無線については、地域性を考慮しつつ放送内容、災害発生時における機能の検討及び電波の伝播調査を行い、デジタル方式により新市において5年を目標に整備します。

# 第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催

平成17年11月7日(月)午後5時から、けやき会館5階大樹の間において、第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催しました。

7月10日に開催された第2回合併協議会において、小林副会長(城山町長)から、合併の期日を定める協議会には参加できない等の理由により辞任が表明されたことで、協議会の開催ができない状態となっております。

その後、9月14日に小林城山町長から協議会会長に対し、協議の延期等について相談したい旨文書による申し出があり、これを受け相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町の首長で協議した結果、協議会を休止することを確認し、その報告のため開催したもので、合併協議会において了承されました。

なお、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町の首長による「相模原・津久井地域合併協議会の休止に関する覚書」を11月7日付けで締結いたしました。

協議等の内容については、次のとおりです。

## 報告事項

### 報告第8号 相模原・津久井地域合併協議会の取扱いについて

次のとおり報告し、了承されました。

相模原・津久井地域合併協議会は、平成17年11月8日から平成18年3月19日まで休止する。

ただし、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の長が協議し、協議会を再開する旨の合意をしたときは、協議会を再開する。

### 主な意見

#### 相模湖町委員

城山町の小林町長が7月10日の協議会で、会長宛てに提出した副会長職の辞任届の取扱いはどうなっているのか。

本日の協議会は、休止を承認する会議と理解してよいのか。

平成18年3月19日までに協議会が再開する見込みがあるのか。

#### 事務局

辞任届は会長預かりのままとな

っている。

合併協議会の休止は関係首長の協議で取り決めをしたものであり、本日の協議会は、その報告を行い、意見をいただいた上で了解していただくために開催した。

今後の状況によるが、城山町からの申し出などによって改めて首長間で協議が行われ、再開することが合意されれば、その段階で再開は可能と考えている。

#### 相模湖町委員

休止期間(平成18年3月19日)が過ぎた後は、どういう対応になるのか。

#### 事務局

来年3月20日に相模原市と津久井町、相模湖町の1市2町は合併をするため、合併前までに再開できない場合には、各市町の長の責任で合併協議会の廃止、あるいは組織の変更等の手続きを各市町議会の議決を経て行う必要がある。

#### 城山町委員

本日の協議会に小林町長が欠席をしていることを1市2町の皆様に心からおわびをしたい。この法



定協議会は、城山町の住民発議で設置請求がされ、1市2町の皆様のご理解とご協力により始まったもの。

7月10日の協議会において、城山町小林町長が「『合併の期日について』の採決をめぐり、副会長として今後の協議に責任がもてない」とし退席したが、採決は、協議会委員が修正案を提出し、委

員全員で採決したものであり、何ら問題がないことは、町側の回答で7月12日に明らかになっている。

#### 相模湖町委員

協議会が休止になることは非常に残念である。この合併協議会を設置するために大変な苦労があった。そのことをしっかりと小林町長に伝えてほしい。

## 平成17年11月7日付けで1市3町の長が締結した「相模原・津久井地域合併協議会の休止に関する覚書」の要約

協議会は、平成17年11月8日から平成18年3月19日までの間、活動を休止するが、1市3町の長が協議し、協議会を再開する旨の合意をしたときは、協議会を再開する。

協議会の事務局は、休止の期間中閉鎖する。ただし、最低限の広報広聴事務及び協議会の会長が必要と認めた事務については、相模原市広域行政推進課が関係市町と協力し、処理する。

協議会の会長、副会長、委員、監事、事務局職員その他の協議会の運営に係る者は、現在の身分を保有したままとする。

協議会の休止の期間は、その予算の執行を停止する。ただし、協議会の会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

**お知らせ** 住民の皆様からのお問い合わせや合併協議会ホームページの運営などは、協議会の休止期間中、相模原市広域行政推進課が行います。

## 相模原市と藤野町との合併協議に関する説明会のお知らせ

相模原市・藤野町それぞれの主催により、相模原市・藤野町の合併協議に関する説明会が開催されます。

これまで合併協議会で協議してきた内容をもとに、合併した場合の地域の将来像などをご説明します。希望者は直接会場へ(車でのご来場は、ご遠慮ください)。

相模原市主催 説明会日程 下の表のとおり。各2時間程度 定員 100人(先着順)

月日	開始時間	会場(公民館名)
12月6日(火)	午後7時	星が丘
7日(水)	午後7時	大沼
9日(金)	午後7時	陽光台
10日(土)	午後2時	清新
	午後7時	田名大野台
11日(日)	午後2時	大野北
	午後3時	上鶴間
	午後7時	相模台
12日(月)	午後7時	東林橋本

藤野町主催 説明会日程 下の表のとおり。各2時間程度

月日	開始時間	会場
12月22日(木)	午後7時30分	佐野川児童館
23日(金)	午前10時	日連集会施設(杉地内)
		藤野町農村環境改善センター(牧野支所)1階和室
23日(金)	午後2時	日野集会所(沢井)
		吉野コミュニティセンター2階会議室
		藤野町役場本庁舎3階会議室
		藤野町スポーツ広場管理棟(名倉)2階会議室

## パブリックコメント 意見をお寄せください

相模原市では藤野町との合併について、12月12日(月)から平成18年1月5日(木)の間、パブリックコメントを実施します。資料は、12月12日(月)から相模原市広域行政推進課、相模原市役所本館1階行政資料コーナー、相模原市の各出張所・公民館で配布します。また、相模原市ホームページ「パブリックコメント」でもご覧いただけます。

ご意見は、直接持参か郵送、ファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号を書いて平成18年1月5日(木)までに、広域行政推進課(〒229-0036 富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎769-8206 ☎768-4066 Eメール kouiki-21@city.sagamihara.kanagawa.jp)へ。

お問い合わせ 相模原市広域行政推進課 ☎769-8206

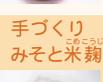
# さがみはら・しるやま・つくい・さがみと・あじの インフオメーション

心せわしい年の暮れを迎えましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか？今回は、各市町の歴史や文化、自然などを活かした主な特産品を紹介します。

## 相模湖町

<b>りんごパイ</b> 	津久井で栽培されているリンゴを主に使用した手づくりのりんごパイ。1個450g 600円	<b>相模湖オリジナルリース</b> 	相模湖の山々の木の実や花を使用した、女性グループによる手づくりのリース。1個800円～3,000円
<b>丹沢あんぱん</b> 	丹沢山系をかたどったあんぱん。つぶあん・こしあん・紫イモ・ユズ・つくいす・しるあん 各1個120円	<b>相模湖焼</b> 	小仏峠や相模川を歩き、10年がかりで発見した材料で、釉薬に至るまで地元産にこだわって製作された陶器。陶器500円～・土鈴300円～
<b>津久井うどん</b> 	伝統の味を引き継ぎ、手打風味を特徴に作っている。神奈川県産小麦を主に使用。1kg 1箱630円(2kg・3kg・4.5kg入あり)	<b>高級木炭</b> 	相模湖町の雑木、ナラ、カシなどの木材を使用した木炭。1箱10kg 3,990円

## 城山町

<b>城山銘菓「梅ごろも」</b> 	城山湖畔の梅林からヒントを得たパイ菓子。1個168円(1箱6個・8個・10個・15個・20個入あり)	<b>奉寿蘭</b> 	オランダ原産鶏ヒベコ種を清潔な環境で放し飼いし、抗生物質無添加飼料で生まれた有精卵。1パック10個入530円
<b>うみたてプリン</b> 	地元養鶏場のもみじ卵を使用した本格的プリン。パティシエは銀座レストランで修行し、その味を実現。1個210円	<b>しるやま梅わいん</b> 	城山町本沢梅園の完熟ウメの実を、1本におよそ700g使用。ビタミンCやクエン酸が十分に引き出された、爽やかな味。1本720ml 1,575円(白・ロゼあり)
<b>手づくりみそと米麹</b> 	地元の水田でとれた稲と転作大豆を利用した手づくり味噌と米麹。11月中旬～3月中旬の期間限定。味噌1kg700円・米麹1kg650円	<b>ガラス工芸</b> 	城山町の動植物をモチーフにしたガラス工芸品など。写真立て3,150円～・ワイングラス5,000円 ほか
<b>赤カブの酢漬</b> 	添加物を使わない、地元城山町産の赤カブの酢漬。1袋250g 300円	<b>里山の炭製品</b> 	城北の里山保全のために間伐した雑木や孟宗竹を使い、地元の窯戸で作った炭製品。カゴ入り木炭500円～・木酢液500ml 300円・竹炭500円・竹酢液500ml 600円～ ほか
<b>もみじ卵・カタクリ卵</b> 	もみじ卵は鶏の餌に鉄分を与えた鉄強化卵。カタクリ卵は鶏の餌に魚を加え栄養価を高めた卵。もみじ卵1パック10個入360円・カタクリ卵1パック10個入450円		

お問い合わせ先 水源地域交流の里づくり推進協議会  
事務局：神奈川県企画部土地水資源対策課 ☎045-210-3111(直通)  
相模湖町企画財政課 ☎0426-84-3211(代表)

お問い合わせ先 水源地域交流の里づくり推進協議会  
事務局：神奈川県企画部土地水資源対策課 ☎045-210-3111(直通)  
城山町経済課 ☎042-782-1111(代表)

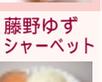
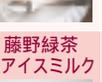
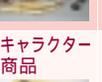
相模原市については、「かながわ名産100選」選定品及び「市推奨銘菓」を、津久井郡4町については、「やまなみグッズ」を掲載しています。やまなみグッズとは、「やまなみ五湖」(神奈川県北西部にある相模湖、津久井湖、奥相模湖、丹沢湖、そして宮ヶ瀬湖の5つの人造湖)地域の中で生まれた、地域の素材や自然の恵みを活かした商品です。



## 相模原市

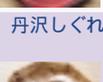
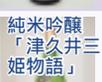
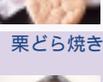
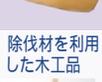
<b>相模の鮎</b> 	相模川に初夏の到来を告げるアユは、「かながわ名産100選」に選定された、相模原市を代表する名産品です。相模原市商業観光課 ☎042-769-8236	<b>あじさいの夢</b> 	栗とウメを洋風タイプに仕上げたお菓子です。どちらも良質のアーモンドの粉末がたっぷり入ったリッチな生地を使用して焼き上げました。相模原市商業観光課 ☎042-769-8236
<b>相模原のやまといも</b> 	相模野の大地と相模川の豊かな水に育まれたやまといもは、「かながわ名産100選」に選定された、相模原市を代表する名産品です。相模原市農政課 ☎042-769-8239	<b>相模の娘</b> 	バターとマヨネーズをふんだんに使い、中身は黄身あんに生クリームを入れた洋風和菓子です。まろやかな風味をお楽しみください。相模原市商業観光課 ☎042-769-8236

## 藤野町

<b>藤野ゆずせんべい</b> 	ユズの粉を袋の中に入れ、ユズの香りとともに味わえるせんべい。1袋5枚入400円	<b>国産藤野の「ふじ&amp;楓 蜂蜜」「さくら 蜂蜜」</b> 	町内のフジの花及びサクラの花から採取した、昔から健康食品として親しまれている蜂蜜。1本150g 945円 ほか
<b>藤野ゆずの尊</b> 	ユズの風味を活かした味付けポン酢。1本600ml 600円	<b>藤野ゆずワイン</b> 	ユズの風味を活かしたフルーティーで爽やかな味。1本360ml 840円・720ml 1,470円
<b>ユズのマーメイド</b> 	地域特産であるユズを使用した無添加のマーメイドの瓶詰め。1本145g 420円	<b>板絵はがき</b> 	やまなみ五湖地域の風景や動植物などを題材にした、多色刷りの板絵はがき。1枚525円
<b>藤野ゆずシャーベット</b> 	里山藤野の自然の息吹で育ったユズを使用し、フルーティーで爽やかな味。1個120ml 200円	<b>手づくり工芸品</b> 	自然素材、和紙、古木等を活かしたオブジェや生活実用品、金属利用の生活雑貨など、ひとつひとつ手作りのオリジナル創作商品。電気スタンド3,000円～ ほか(大量注文要予約)
<b>藤野緑茶アイスミルク</b> 	お茶の味を活かし、さっぱりとした季節を通して味わえるアイスミルク。1個120ml 200円	<b>キャラクター商品</b> 	やまなみ五湖地域に住む動植物をモチーフに選んだ、表札やパスルなどの商品。パスル1,200円・表札18,000円
<b>藤野ゆず坊</b> 	ユズを搾って果汁にし、5倍希釈した清涼飲料水。1本720ml 1,200円	<b>竹炭俵</b> 	藤野町佐野川内(陣馬の里・佐野川)の竹林から伐採した竹を使った、手づくり商品。1個1,200円 直径12.0cm、高さ18.5cm)
<b>野路のキャラバキ</b> 	山野に自生するフキを加工した手づくりのキャラバキ。数量に限りあり、お問い合わせ。1瓶180g 525円		

お問い合わせ先 水源地域交流の里づくり推進協議会  
事務局：神奈川県企画部土地水資源対策課 ☎045-210-3111(直通)  
藤野町まちづくり課 ☎0426-87-2111(代表)

## 津久井町

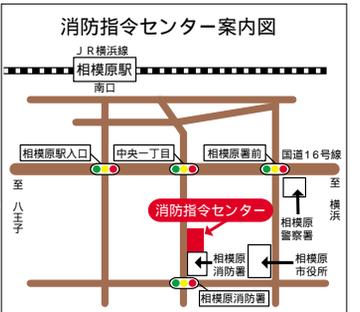
<b>津久井三姫物語「最中」</b> 	津久井地方の三姫の伝説にあやかり、ゆず、栗、小豆を練り込んだ三種類の餡を使った鼓型の最中。1個158円(1箱10個・15個入あり)	<b>津久井の味「しあわせ漬」</b> 	三温糖を使った、歯ごたえのある津久井産キュウリのピリ辛漬物。ご飯、おにぎり、お弁当、お茶づけに。1個525円
<b>響堂まんじゅう</b> 	津久井生誕の尾崎響堂(行雄)が米国ワシントンに桜木を贈った故事にちなんでサクラをあしらったまんじゅう。1個105円(1袋4個・6個入、1箱8個・12個入あり)	<b>生もと仕込吟醸純米酒「津久井三姫物語」</b> 	契約農家で栽培された好適米を60%以上精米し、酒母製造の原点である生もと造りの純米酒。1本720ml 1,490円
<b>丹沢しぐれ</b> 	香ばしい麦こしがし粉を生地に練り込み、白餡の中心にくりを入れた、時雨れる丹沢山をイメージした商品。1個157円(1箱6個竹皮製箱入1,050円あり)	<b>純米吟醸「津久井三姫物語」</b> 	玄米「美山錦」を55%まで精米し、長期低温発酵させた吟醸酒。1本720ml 1,490円
<b>百合最中</b> 	神奈川県の花ヤマユリをモチーフにした最中。百合根を小豆餡と炊き、最中に納めている。1個126円(1箱6個・10個・15個入あり)	<b>木製カナディアンカヌー</b> 	津久井地区の部材を使用した木製カナディアンカヌー。製作教室も開いている。11フィート完成艇367,500円・14フィート手づくり教室受講料込み367,500円 ほか
<b>栗どら焼き</b> 	大きなくりが丸ごと入った特大どら焼き。「かながわの名産100選」津久井特産のくりをPR。1個210円	<b>除伐材を利用した木工品</b> 	水源地域の自然素材(除伐材)を活用した木工品。フクロウの置物3,000円・ゾウの輪投げ1,500円・ヒツジのおもちゃ1,000円 ほか
<b>津久井のかんこ焼</b> 	くりやフキなどの具を、地粉で包んで焼いた津久井町の伝統的な食べ物。1個100g 210円・1箱10個入2,100円	<b>木工キット</b> 	表面をバーナーで焼いて、防腐効果を持たせた組み立て方式の木製プランター。葉箱525円・プランター3,150円
<b>地粉うどん「ひもの里」</b> 	世界に輸出している優美な組紐にちなみ命名された、ヨモギを練り込んだ乾麺。1袋378円	<b>簡易炭焼器</b> 	移動、設置、操作が簡単な簡易炭焼器。木酢液も採取できる。受注生産。1器315,000円～

お問い合わせ先 水源地域交流の里づくり推進協議会  
事務局：神奈川県企画部土地水資源対策課 ☎045-210-3111(直通)  
津久井町産業経済課 ☎042-784-1141(代表)

## 会議開催のお知らせ

### 相模原市・藤野町合併協議会 第6回

日時：平成17年12月4日(日)午後2時から  
会場：相模原市消防指令センター4階講堂  
住所：相模原市中央2-2-15  
電話：042-769-8206(合併協議会事務局)  
傍聴：100人(希望者多数の場合は、抽選となります。午後1時30分までに同センター3階会議室にお集まりください)  
内容：合併の期日 など



### 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

ホームページ <http://www.sts-gappei.jp>

### 相模原・津久井地域合併協議会

ホームページ <http://www.st-gappei.jp>

### 相模原市・藤野町合併協議会

ホームページ <http://www.sf-gappei.jp>

お問い合わせ先  
〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階  
☎042-769-8206 FAX042-768-4066  
E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

